

## 議案第12号

清水町学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成29年3月7日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例

清水町学校体育施設使用料条例（平成15年清水町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条、第3条第2号及び第4条第1項ただし書中「御影学校水泳プール」を「学校水泳プール」に改める。

別表中

「

### 3 御影学校水泳プール使用料

団体使用（1回につき）	個人使用（1人1日につき）
750円	100円

備考

- 1 1回の使用は2時間とし、2時間を超える場合の使用料は、1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。

」を

「

### 3 学校水泳プール使用料

団体使用（1回につき）	個人使用（1人1日につき）
750 円	100 円

#### 備考

- 1 団体使用は、1回につき2時間とし、2時間を超える場合の使用料は、1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。

」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。